

議案第9号

富津市養護老人ホーム入所判定審査会設置条例の制定について
富津市養護老人ホーム入所判定審査会設置条例を別紙のとおり制定する。

平成22年2月26日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置を総合的に判定する附属機関として、富津市養護老人ホーム入所判定審査会を設置するため、条例を制定しようとするものである。

富津市養護老人ホーム入所判定審査会設置条例

(設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置を適正に実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、富津市養護老人ホーム入所判定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審査し、その結果を答申するものとする。

- (1) 法第11条第1項第1号の規定による、65歳以上の者であって環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難であるものについて、養護老人ホームへの入所措置の要否を総合的に判定すること。
- (2) 前号により入所措置を否と判定された者に係る処遇の方針に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 保健所長
- (3) 法第20条の4に規定する養護老人ホームの長
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域包括支援センターの長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項各号に該当することにより委員に委嘱された者が、当該職でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、そ

の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審査会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 審査会の庶務は、健康福祉部介護福祉課において行う。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 46 年富津市条例第 23 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 介護認定調査員の項の次に次のように加える。

養護老人ホーム入所判定審査会委員	日額	6 , 8 0 0
------------------	----	-----------